

令和6年12月19日

事業者各位

松山市長 野志 克仁
(公 印 省 略)

PCB 廃棄物の適正処分に向けたアンケート調査への御協力について（お願い）

日頃から廃棄物の適正処理に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度 PCB」という。）を含有する廃棄物を保管する者は、令和9年（2027年）3月31日までに低濃度 PCB 廃棄物を適正に処分することが義務付けられています。

PCB は製造後 30 年以上経過した古い電気機器の絶縁油に広く使用されていることから、本市では PCB を含有する機器の所有の有無について、松山市内に事業所等を有する事業者を対象に、環境省及び（公財）産業廃棄物処理事業振興財団と連携してアンケート調査を実施することとしました。

つきましては、別紙の「回答方法」に記載している二次元コードまたは URL から回答フォームに入力のうえ、令和7年1月31日（金）までに御回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

松山市 環境部 廃棄物対策課
木綱 崇之（きづな たかゆき）
〒790-8571
愛媛県松山市二番町四丁目 7-2 別館 4 階
Tel : 089-948-6959 FAX : 089-934-1928
E-mail : sanpai@city.matsuyama.ehime.jp